

苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく健康増進計画の策定及び総合的かつ効果的な推進にあたり、広く市民及び関係者の意見を反映させるため、苫小牧市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康増進計画の策定、推進及び評価に関すること
- (2) 健康づくり推進における施策に関すること
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体が推薦する者
- (2) 健康づくりにおける関係団体が推薦する者
- (3) 公募に応じた者で、市長が選考した者
- (4) その他計画の推進に必要と認める者

3 委員の一部は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。ただし、公募委員については連続して2期を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長の指名により決定する。

4 委員長は協議会の司会を務め、意見を取りまとめる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、健康福祉部長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 健康福祉部長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、

意見等を聴くことができる。

- 4 健康福祉部長は、必要に応じて、健康づくりに精通するアドバイザーを招集することができる。

(委員の謝礼及び交通費)

第7条 委員の謝礼は苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払に関する要綱の規定により、交通費は苫小牧市旅費支給条例及び同条例施行規則に準じて支払うものとする。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議等の公開)

第9条 協議会は公開とする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして協議会に諮り、特に公開しない旨の決定を行ったときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部保健医療介護推進室健康づくり課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、設置初年度の任期については、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(関係要綱の廃止)

- 3 苫小牧市健康増進計画策定懇話会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。